

大口町告示第15号

「桜さんの何でも言ってちょ」の実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月29日

大口町長 鈴木雅博

「桜さんの何でも言ってちょ」の実施要綱の一部を改正する要綱

「桜さんの何でも言ってちょ」の実施要綱（平成22年大口町告示第77号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「総務部政策推進課」を「総務部秘書広報課」に改める。

第4条第2項第5号及び第6号並びに第5条第1項及び第2項中「政策推進課」を「秘書広報課」に改める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。